

立教大学諸規程集

立教大学編

第 5編 学事

立教大学学位規則

施行 昭和36年4月1日
改正 昭和51年4月1日
1990年4月1日
1991年4月1日
1991年10月11日
1992年4月1日
1993年4月1日
1994年4月1日
1996年4月1日
1997年4月1日
1998年4月1日
2000年4月1日
2002年4月1日
2004年4月1日
2006年4月1日
2007年4月1日
2007年10月1日
2008年4月1日
2009年4月1日
2009年10月1日
2010年4月1日
2011年4月1日
2012年4月1日
2013年4月1日
2014年3月1日
2014年4月1日
2015年4月1日
2016年4月1日
2017年4月1日
2018年4月1日
2020年4月1日
2021年4月1日
2022年4月1日
2023年4月1日
2024年4月1日

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項から第4項まで並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに立教大学学則（以下「学則」という。）及び立教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、立教大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(専攻分野の名称)

第 2 条 本学の学部・学科において授与する学士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

学部名	学科	専攻分野名
文学部	キリスト教学科 史学科 教育学科	文学
	文学科	文学, 学術
経済学部	経済学科 会計ファイナンス学科 経済政策学科	経済学
	理学部	数学科 物理学科 化学科 生命理学科
社会学部	社会学科 現代文化学科 メディア社会学科	社会学
法学部	法学科	法学
	政治学科	政治学
	国際ビジネス法学科	法学
観光学部	観光学科 交流文化学科	観光学
	コミュニティ福祉学部	福祉学科 コミュニティ政策学科
経営学部	スポーツウエルネス学科	スポーツウエルネス学
	経営学科 国際経営学科	経営学
現代心理学部	心理学科	心理学
	映像身体学科	映像身体学
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	異文化コミュニケーション学
スポーツウエルネス学部	スポーツウエルネス学科	スポーツウエルネス学

2 本学大学院において授与する修士及び博士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科名	専攻分野名	
	修 士	博 士
文学研究科	修士 (文学)	博士 (文学)
	修士 (教育学)	博士 (教育学)
	修士 (比較文明学)	博士 (比較文明学)
経済学研究科	修士 (経済学)	博士 (経済学)
	修士 (会計学)	博士 (会計学)
理学研究科	修士 (理学)	博士 (理学)
社会学研究科	修士 (社会学)	博士 (社会学)
法学研究科	修士 (法学)	博士 (法学)
	修士 (政治学)	博士 (政治学)
観光学研究科	修士 (観光学)	博士 (観光学)
コミュニティ福祉学研究科	修士 (コミュニティ福祉学)	博士 (コミュニティ福祉学)
		博士 (スポーツウエルネス学)
ビジネスデザイン研究科	修士 (経営管理学)	博士 (経営管理学)

研究科名	専攻分野名	
	修 士	博 士
社会デザイン研究科	修士 (社会デザイン学) 修士 (公共・社会デザイン学)	博士 (社会デザイン学)
異文化コミュニケーション研究科	修士 (異文化コミュニケーション学)	博士 (異文化コミュニケーション学)
経営学研究科	修士 (経営学)	博士 (経営学)
	修士 (国際経営学)	
	修士 (公共経営学)	
現代心理学研究科	修士 (心理学)	博士 (心理学)
	修士 (臨床心理学)	博士 (臨床心理学)
	修士 (映像身体学)	博士 (映像身体学)
キリスト教学研究科	修士 (神学)	博士 (神学)
	修士 (文学)	博士 (文学)
	修士 (実践神学)	
人工知能科学研究科	修士 (人工知能科学)	博士 (人工知能科学)
スポーツウェルネス学研究科	修士 (スポーツウェルネス学)	博士 (スポーツウェルネス学)

3 削除

(学位授与の要件)

第 3 条 本学を卒業した者には、学則第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の定めるところにより、前条所定の学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程又は前期課程を経た者には、大学院学則第 5 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、前条所定の修士の学位を授与する。

3 本学大学院の後期課程を経た者には、大学院学則第 6 条第 1 項から第 4 項までの定めるところにより、前条所定の博士の学位を授与する。

4 本学大学院の後期課程を経ない者には、大学院学則第 6 条第 5 項の定めるところにより、前条所定の博士の学位を授与する。

5 削除

(学位申請論文の提出)

第 4 条 修士の学位申請論文(以下「論文」という。)は、各研究科の定めるところにより、総長に提出するものとする。

2 本学大学院の後期課程に在学する者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、研究業績一覧、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添えて、論文を総長に提出するものとする。

3 本学大学院の後期課程を経ない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、研究業績一覧、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添え、学位の専攻分野名を指定して論文を総長に提出するものとする。

4 本学大学院の後期課程に 3 年以上在学して退学した者が、博士の学位の授与を申請する場合は、前項の規定によるものとする。

5 総長は、学位の授与の申請が前 4 項のうちの 1 項に規定する要件を具備するときは、これを受理する。受理した申請は原則として、その取下げを認めない。

6 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により提出した論文並びに論文審査手数料は、返還しない。

7 大学院学則第 5 条第 2 項で定める「特定の課題についての研究成果」は、本規則及び本条第 1 項の規定を準用する。

(論文)

- 第 5 条** 前条の規定により提出する主論文は1篇とし、修士の学位申請の場合は1部、博士の学位申請の場合は、PDF版1部・くみ製本版3部を提出することを原則とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、参考論文、論文の訳文、模型又は標本等の審査資料を提出させることができる。

(論文の審査付託)

- 第 6 条** 第4条第5項の規定により論文が受理されたときは、総長は、申請された学位に該当する研究科委員会にその論文の審査を付託する。

(審査委員会)

- 第 7 条** 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、申請された学位に該当する専攻の教員を含む3名以上からなる審査委員会を設ける。
- 2 審査委員会は、主査1名と複数の副査により構成する。
- 3 審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、論文に関連する専門の教員等を審査委員会の副査に加えることができる。
- 4 審査委員会の主査は、申請された学位に該当する専攻に所属する教員から選出する。ただし、募集を停止した専攻においては別に定める。

(論文の審査及び試験)

- 第 8 条** 審査委員会は、論文の審査並びに最終試験を行う。
- 2 最終試験は、論文、それに関連ある科目並びに2種類の外国語について口頭又は筆答によって行う。ただし、立教大学学位規則第3条第4項の規定により学位を申請する者に対しては、外国語については研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、1種類若しくは2種類を免除することができる。
- 3 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わない。
- 4 第3条第4項による審査の場合は、本条第2項のほかに専攻学術に関し本学大学院後期課程を経て学位を授与された者と同様の学識を有することを認定しなければならない。

(試験の免除)

- 第 9 条** 第4条第1項、第2項及び第4項の規定により学位を申請する者は、前条第2項に規定する外国語の試験を免除する。

(審査期間)

- 第 10 条** 審査委員会は、修士の学位についてはその学期末までに、第4条第2項によって申請される博士の学位については申請のあった学期末までに、第4条第3項又は第4条第4項によって申請される博士の学位については申請受理後1年以内に、それぞれの論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。ただし、博士の学位については、特別の事由のあるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

- 第 11 条** 審査委員会の主査は、論文の審査並びに最終試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。ただし、必要に応

じて副査の1名に文書の起草を依頼することができる。

- 2 審査委員会は、第8条第3項の規定に従って最終試験を行わなかった場合は、その旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、第3条第2項及び第3項によるものについては、大学院学則に従って、学位授与の可否を審議し、同条第4項によるものについては、その論文及び最終試験の合否並びに博士の学位授与の可否について審議し、議決をする。

- 2 前項の議決は、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(研究科委員長の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員長は、論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、文書で総長に報告しなければならない。

第13条の2 削除

(学位授与の決定)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

- 2 大学院委員会において前項の審議の議決をするには、第12条第2項を適用する。

(学位の授与)

第15条 総長は、前条の決定に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を「立教大学学術リポジトリ」により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を「立教大学学術リポジトリ」により公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

- 2 博士の学位を授与された者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

なお、この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 前項の規定により学位論文を公表する場合は、立教大学審査論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第18条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を「立教大学学士(〇〇学)」、「立教大学修士(〇〇学)」、「立教大学博士(〇〇学)」,又は「学士(〇〇学)(立教大学)」、「修士(〇〇学)(立教大学)」、「博士(〇〇学)(立教大学)」,のように付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表しなければならない。

2 前項の議決をするには、第12条第2項を適用する。

(登録)

第20条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、3か月以内に、別表1の様式による学位(博士)授与報告書を電子メールにより文部科学大臣に提出しなければならない。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(改廃)

第22条 本規則の改廃は、部長会および大学院委員会の議を経て、総長が行う。

附 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和50年4月以前に入学の学生には、旧学位規則を適用する。

附 則

この規則は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1991年10月11日から施行し、1991年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2007年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2009年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2014年3月1日から施行する。

附 則
この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

別表1 (第20条関係)

第20条による学位授与報告書の様式

別記様式第一 (用紙の大きさは、日本工業規格A4)

学位 (博士) 授与報告書

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							
甲 第号 乙	博士()				都道府県							

別表2の2（第21条関係）

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記の様式

(文) 第 号	学 位 記	氏 年 月 日生	本学グローバル・リベラルアーツ・プログラム所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め学士（学術）の学位を授与する	年 月 日	立教大学総長	印
---------------	-------------	-------------------	--------------------------------------------------------------	-------------	--------	---

別表2の4（第21条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

(人)(現)(二)(ビ)	修 第 号
学 位 記	
氏 名	年 月 日 生
右の者は本学大学院○○学研究科○○学専攻の修士課程において所定の単位を修得し修士論文の審査および最終試験に合格したことを証する	
立教大学大学院	印
○○学研究科委員長	
本学大学院○○学研究科委員長の右の証明により修士（○○学）の学位を授与する	
年 月 日	
立教大学総長	印

別表2の5（第21条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

(キ) 修 第 号	(営) 学 位 記	氏 年 月 日 生 名
右の者は本学大学院○○学研究科○○学専攻の博士課程前期課程において所定の単位を修得し特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格したことを証する		
立教大学大学院		
○○学研究科委員長		
印		
本学大学院○○学研究科委員長の右の証明により修士（○○学）の学位を授与する		
年 月 日		
立教大学総長		
印		

別表2の6（第21条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

(文)(経)(理)(社)(法)(観)(コ)(ビ)(ニ)(異)(営)(現)(ス)	
博 第 号	学 位 記
氏 年 月 日 名	右の者は本学大学院○○学研究所○○学専攻の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格したことを証する
立教大学大学院 ○○学研究所委員長 印	立教大学大学院 ○○学研究所委員長 印
年 月 日	本学大学院○○学研究所委員長の右の証明により博士（○○学）の学位を授与する
立教大学総長 印	

別表2の9（第21条関係）

第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

法 専 第 号	学位記	氏名	年 月 日生	右の者は本学大学院法務研究科法務専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し最終試験に合格したことを証する	立教大学大学院 法務研究科委員長 印	立教大学大学院法務研究科委員長の右の証明により法務博士（専門職）の学位を授与する	年 月 日	立教大学総長 印
------------------	-----	----	--------------	--------------------------------------------------------	--------------------------	------------------------------------------	-------------	-------------